

## 函館市景観形成指定建築物等の保全に関する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市都市景観条例（平成7年函館市条例第14号。以下「条例」という。）第35条に規定する助成に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、条例の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 修理 景観形成指定建築物等の外観を維持するための復原修理または復旧の行為をいう。
- (2) 外観 西部地区都市景観形成地域内の道路その他の公共の場所から通常望見できる景観形成指定建築物等の外部をいう。
- (3) 構造耐力上主要な部分 基礎，壁（表面の仕上げを除く。），柱，小屋組，土台，斜材，床組（根太を含む。），横架材および屋根をいう。
- (4) 塗装 景観形成指定建築物等の外観を維持するための塗装の行為（修理を伴うものを除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、景観形成指定建築物等の所有者および権原に基づく占有者で、修理または塗装を行う者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」とい

う。)は、次のとおりとする。ただし、補助対象経費が125万円以下のものは補助金の交付の対象としない。

(1) 修理については、外観の修理に要する経費(下地材を含む。)、構造耐力上主要な部分の修理に要する経費(内部仕上材を除く。)および耐震性能の向上に要する経費(内部仕上材を除く。)とする。

(2) 塗装については、これに要する経費(下地処理を含む。)とする。

2 前項に掲げる補助対象経費に消費税および地方消費税は含まないものとする。

3 他の補助等を受ける場合は、補助金の交付の対象としない。ただし、補助対象経費と他の補助等の対象となる経費を明確に区分することができる場合は、補助金の交付の対象とすることができる。

4 補助対象経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 工事費

(2) 設計費

(3) 監理費

(4) その他市長が特に必要と認める経費

5 第1項に規定する耐震性能の向上に要する経費についての補助は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 耐震診断および耐震改修設計を実施する者は、次のいずれかに該当すること。

ア 各都道府県知事が指定する耐震診断および耐震改修の実施に関する技術者向け講習会を受講した建築士

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条第1項各号のいずれかに該当する建築士

(2) 耐震診断および耐震改修設計は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第4条第2項第3号に規定する技術上の指針による方法または国土交通大臣が当該方法と同等以上

の効力を有すると認める方法により行うこと。

- (3) 前号の耐震診断の結果、地震の震動および衝撃に対して倒壊もしくは崩壊の危険性が高いものまたはこれらの危険性があるものと判定されていること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、修理および塗装それぞれについて、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額で、限度額を600万円とし、予算の範囲内において交付するものとする。

2 外観の修理については、当該物件が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和44年大蔵省令第15号）別表第1に定める耐用年数の2分の1の年数の期間内において、過去にこの要綱に基づく外観の修理に係る補助金の交付を受けている場合は、限度額から当該補助金交付額を控除するものとする。

3 塗装については、当該物件が7年の期間内において、過去にこの要綱に基づく塗装に係る補助金の交付を受けている場合は、限度額から当該補助金交付額を控除するものとする。

4 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、同一年度内において同一物件につき1回限りとする。

2 修理に係る補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものについて交付するものとする。

(1) 外観の修理 当該物件の老朽度、破損状況等の調査により、外観を構成する部材の腐朽または損壊が確認されるものその他必要があると認められるもの

(2) 構造耐力上主要な部分の修理 当該物件の老朽度、破損状況等の

調査により，構造耐力上主要な部分を構成する部材の腐朽または損壊が確認されるものその他必要があると認められるもの

- (3) 耐震性能の向上のための修理 第4条第5項の要件を満たすもの
- 3 塗装に係る補助金は，当該塗装材の経年劣化等の調査により，剥離または変色が確認されるものその他必要があると認められるものについて交付するものとする。

(補助金の交付申請に係る添付書類)

第7条 規則第7条第2項第4号に規定する書類または図面は，第4条第5項の要件が確認できるものとする。

(概算払)

第8条 市長は，補助事業者から工事完了の報告を受けた場合は，工事完了検査を行い，その結果，補助金の交付の決定およびこれに付した条件に適合すると認めるときは，概算払をすることができる。

- 2 工事完了の報告には，次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 工事請負契約書または注文書および注文請書の写し
- (2) 検査調書の写し
- (3) 完成写真および工程写真

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

- 1 この要綱は，平成23年7月20日から施行する。
- 2 廃止前の函館市景観形成指定建築物等の保全に関する補助金交付要綱に基づき補助金を受けた者は，この要綱に基づき補助金を受けた者とみなす。
- 3 函館市景観形成指定建築物等，景観協定および景観形成市民団体に係る補助金の助成に関する要綱に基づき補助金を受けた者（景観形成指定建築物等に係る補助金の助成を受けた者に限る。）は，この要綱

に基づき補助金を受けた者とみなす。

- 4 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。